

## 豊中市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

雇用・労働施策については、昨年7月に「豊中市雇用・就労施策推進プラン」を策定し、地域にこだわった雇用・労働施策の基本的な課題を整理したところです。昨秋以降、急激な景気の悪化と雇用不安が広がるなかで、改めて雇用の維持や再就職支援、生活や住宅などのセーフティネットといった緊急対策と並行して、成長が期待される産業分野への労働力移転の支援、あるいは新しい雇用の受け皿となる産業や企業の振興などが重要になっていると考えております。同時にこれら課題は一つの地域や自治体に閉じた取り組みでは対応できないものであり、国や府など広域的な連携を図りながら推進していきます。

雇用の維持については、国等の対策情報の提供とともに、解雇等に伴う労働相談やその解決支援について、引き続き府や国の関係機関と連携して進めます。

雇用の創造については、昨年末に厚生労働省の地域雇用創造推進事業に採択され、平成21(2009)年度から市や商工会議所などで構成する豊中市地域雇用創造協議会が、これまで市単独では実施できなかった企業向けや求職者向けの事業を実施するほか、平成20(2008)年度第二次補正による「ふるさと雇用再生基金事業」「緊急雇用創出事業」の展開、さらに「企業立地促進条例」の運用や空港周辺移転跡地の有効利用など、一連の雇用施策と産業施策を関連付けた取り組みを予定しており、市の組織機構についても、従来の商工労政課を労働政策チームを含む地域経済振興室として充実させる予定です。(市民生活部)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

#### (回答)

大阪府が2002年から着手した地域就労支援事業は、2006年には府内のすべての市町村に広がりましたが、大阪雇用対策会議による「雇用・就労支援プログラム」(2005年)等が促進の弾みとなったものと考えます。本市では2003年から地域就労支援センターを開設、さらに2006年に無料職業紹介所を開設し、支援体制を充実させております。引き続き大阪雇用対策会議と連携して地

域における雇用・労働施策を進めます。

(市民生活部)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

本市の地域就労支援事業については、2008年度の利用実態は相談件数1,478件・相談者445人・就職決定172件と前年度に比べ大幅に拡大し、就職困難者等に対する就労支援として定着してきております。また、福祉・保健や子育て支援・男女共同参画・教育などの分野との連携・協力関係も拡大しており、さらに無料職業紹介事業を通じて市内中小企業との関係も拡大し、相談者・求職者に対する相談から企業見学・実習訓練の調整・職業紹介・定着支援まで支援の幅を広げており、より複雑で困難なケースへの対応も含め、取り組みを強化してきております。

昨年7月に策定した「豊中市雇用・就労施策推進プラン」において、地域就労支援事業の位置付けを整理しましたが、今後とも雇用失業情勢や就労支援の現状を踏まえ、地域就労支援事業の位置付けを明確にし、取り組みを改善してまいります。

(市民生活部)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

事業所向けの「勤労者ニュース」(1,600部、年1回)の発行や、国や府等が発行する啓発媒体の配布ほか、市ホームページの「雇用・労働」において最新情報の提供に努めております。今後、無料職業紹介事業や地域雇用創造推進事業等を通じた企業等への情報提供も含めて周知に努めていきます。

(市民生活部)

(5) 【総合評価入札制度既導入の自治体】・・・ワークルールの遵守を徹底させるため、総合評価入札制度に労働法遵守の項目を盛り込むとともに、対象事業を拡大すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書において定めること。さらに公契約条例の制定に向けても検討を行うこと。

(回答)

労働法をはじめとする関係法令の遵守につきましては、仕様書等により入札参加者に対して指導するとともに、適正な契約事務の執行に努めてまいります。対象事業の拡大については、労務提供型契約検討会での議論を踏まえ、引き続き試行を重ねながら、将来的に拡大していく必要性について検討してまいります。

契約した業者に雇用される労働者の賃金等につきましては、基本的には雇用関係にある労使間

における問題であり、また本市は一発注者の立場にありますので、どこまで実効性のある対応が可能か難しい面があります。今後は労働者の賃金に関する問題について、どのような取り組みが可能か研究してまいります。

公契約条例の制定につきましては、国における法整備や府をはじめとする周辺自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。(総務部)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「豊中市男女共同参画計画」の中でも、労働者の働き過ぎを未然に防ぎ、母性保護や健康管理、育児・介護等との両立を適切に行えるよう、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進することを掲げています。「すてっぷ」においても、ワーク・ライフ・バランスについての講座を実施し、その考え方を学んだり男女育児休業取得の啓発を行ったりしました。今後とも機会を捉え、周知・啓発に努めてまいります。(人権文化部)

「豊中市雇用・就労施策推進プラン」において、地域特性を活かした就業等の促進の一つとして、女性の就業促進を位置付けました。そして、昨年末に採択された厚生労働省の地域雇用創造推進事業において、市や商工会議所・とよなか男女共同参画推進財団などで構成する豊中市地域雇用創造協議会が、これまで市単独では実施できなかった企業向けや求職者向けの様々な事業を企画するなかで、女性の就業促進に係る事業を位置付けました。今後、これら取り組みを通して、ワーク・ライフ・バランスの具体的な課題を整理しながら、関係部局と連携して施策の周知等を図っていきます。(市民生活部)

平成21(2009)年度に行う次世代育成支援行動計画「こども未来プラン・とよなか」の後期計画策定にあたりましては、ワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、計画策定に努めてまいります。(こども未来部)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市は、ものづくり事業所が府内で5番目に集積する地域であり、その中心は金属加工・機械製造です。こうした市内ものづくり事業所の連携先や支援機関の獲得のため、「とよなか・ものづくりフォーラム」の開催を重ねてきたところです。

平成18(2006)年度のスタート以来、市内事業所同士の情報交換や新規取引等のつながり、技術開発の連携先の確保、大阪大学・府立産業技術総合研究所等の専門支援機関の支援を受ける事例

につながってきております。こうした企業連携をより発展させ、今後は、彩都のバイオクラスター等への市内産業の連携等も視野に入れながら、進めてまいります。(市民生活部)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業立地の促進については、平成20(2008)年4月に「豊中市企業立地促進条例」を施行したところであり、制度の周知・受付を始めたところです。

本条例の制度設計の過程では、市内事業所の訪問ヒアリングをはじめとする事業所のニーズを反映して検討してまいりました。その結果、支援対象が小企業も網羅するよう基準を定めるとともに、企業立地促進が地域環境との調和や雇用創出の促進に結びつくよう、「環境配慮奨励金」「雇用促進奨励金」を同時に用意いたしました。

今後制度を運用する過程で、より効果的な制度となるよう、必要とされる見直しは随時行ってまいります。(市民生活部)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

中小企業の円滑な資金調達の支援として、府や市の制度融資利用者への利子補給や信用保証料助成を行ってきたところです。さらに、今般の世界同時不況により厳しい経営状況に置かれている中小企業の資金繰り支援のため、平成20(2008)年10月31日から国の緊急保証制度がスタートし、同制度利用のための特定中小企業としての認定を市の窓口で行っております。年末の12月29・30日も臨時窓口を開設するなど対応してまいりましたが、現在に至ってもこの需要がおさまる様子はありません。こうした資金繰りを支援するため、21(2009)年度から、従来大阪府小規模事業資金に加え、新たに大阪府緊急経営対策資金等の利用者を対象に信用保証料の助成を行います。(市民生活部)

(3) - ② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地場企業への優先発注につきましては、引き続き、市内業者の育成の観点から、適切な履行を確保しながら可能な限り分離分割発注を行い、受注機会の確保に努めてまいります。(総務部)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること

## (回答)

中小企業の公正取引の確立については、「下請かけこみ寺」等の相談窓口の周知に努めてまいりましたが、今後は、施策や制度の情報をより細かく迅速に提供するため、従来の情報誌である「経営レポート」に加え市ホームページやFAX等を通じた情報提供を始めます。(市民生活部)

## 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

## (回答)

平成20(2008)年度からの5年間における本市の行財政改革の方針について、平成19(2007)年8月に「新・豊中市行財政改革大綱」を策定しました。本大綱に基づき「新しい公共空間づくり」「持続可能な行財政システムづくり」「都市の未来づくり」「財政の健全化」の4つを目標に、依然厳しい行財政の現状を職員が一丸となり改革を創造していくことで、市民とともに豊中の自治を維持していきます。また、行財政改革の実施計画となる「新・行財政改革プラン」を策定し、大綱ともども公表を進め、常に市民からの意見を取り入れながら改革の取り組みを進めていきます。(行財政再建対策室)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

## (一括回答)

(2)①～④について、行財政改革を実施するにあたり、具体的な取り組み項目を定めた「新・行財政改革プラン」を策定し、年度ごとの進捗状況の確認と取り組み内容の拡充を図るとともに、適宜市民に対しても公表していきます。具体的な改革の取り組みを進めるにあたっては、市民・事業者など新たな公共の担い手によるサービスの提供を検討するとともに、公共サービスとして満たさなければならない公平・公正・安心・安全・安定の5原則を遵守したサービス提供を確保いたします。(行財政再建対策室)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

現在大阪府や国では、地域主権を目的に、基礎自治体への権限移譲や財源措置の見直しなどについて検討が行われています。

本市では、平成18(2006)年に中核市の要件を満たしたことから、市民に身近な地方自治体として、もてる権限を最大限に活用し、「自主自律した都市とよなか」を実現するため、中核市移行に向けた検討を行ってきました。今後は、より具体的な取り組みを進めます。

権限移譲に伴っては、財政負担の増加など様々な課題が懸念されますので、税制改革や地方交付税の増額・交付金等の措置など、大阪府や国に必要な財源措置を要望してまいります。

(政策企画部)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本に、住民自治を可能とし、偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築に向けて、大阪府市長会等を通じて国に要望してまいります。(財務部)

#### 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

夜間・休日診療や小児救急については、豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会等の医療機関との連携や、二次医療圏を構成する4市2町と連携し、救急医療体制を維持してまいります。

保健医療従事者の確保等の取り組みにつきましては、国ならびに府において主体的に進められており、市長会を通じてこれまでも国・府に要望しておりますが、引き続き要望してまいります。

(健康福祉部)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

## (回答)

人材育成については、豊中市介護保険事業者連絡会を通じて各種の研修や連絡を行っており啓発に努めています。

事業者に関する指導につきましては、市に指定監督権限のある地域密着型サービスにおいて、介護相談員の派遣や運営推進会議の勧奨等を行い、実地指導を実施しております。府に指定監督権限のあるサービスにつきましては、できる限り府の実地指導に同行し連携を図っております。

(健康福祉部)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

## (回答)

障害者自立支援法における利用者負担の軽減については、国の社会保障審議会障害者部会で法施行3年後の見直しのなかで利用者負担のあり方についても検討され、特別対策により平成21(2009)年度以降も継続実施されることとなりました。

当障害者部会における法施行後3年の見直しにあたっての視点では、①当事者中心に考えるべきという視点、②障害者の自立をさらに支援していくという視点、③現場の実態を踏まえて見直していくという視点、④広く国民の理解を得ながら進めていくという視点の4項目が掲げられており、本市としても、この視点に沿って利用者が安心して障害福祉サービスが受けられるよう国・府に働きかけてまいります。

(健康福祉部)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

## (回答)

メンタルヘルスへの対応につきましては、豊中保健所が精神保健福祉相談員を配置し相談を受けているところですが、保健所まで行かなくても相談が受けられるよう、千里保健センター・庄内保健センターにおいても、豊中精神保健福祉協議会の協力のもと、年10回こころの相談を開設しております。今後も関係機関と連携を図り、対応してまいります。

(健康福祉部)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市の保育所待機児童対策でございますが、待機児童数の状況に応じ、保育所整備・定員拡大を行うとともに、各保育所定員の弾力化・クラス編成の見直しなどの対策を行ってまいりました。この結果、年度当初の待機児童数は、平成18(2006)年度17人、平成19(2007)年度12人、平成20(2008)年度9人と減少しておりますが、未だ解消に至らない状況でございます。

今後におきましても、多様な就労形態に対応して必要となる中長期的な保育需要を勘案するとともに、保育所待機児童の現状を分析し、対応してまいります。(こども未来部)

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

ファミリーサポート事業につきましては、依頼会員の増加に伴い援助会員の確保が急務となっております。今後退職される団塊の世代や保育士等の有資格者あるいは関係機関・団体等への援助会員の募集ちらしの配布や、広報誌やケーブルテレビによる会員募集など、増員に向けた取り組みを進めております。

昨今の多様な働き方や子育て支援ニーズに応えるため、本市では、休日保育・延長保育・病後児保育、各保育所における地域交流事業や所庭開放、ふれあい子育て相談等、「公立保育所運営3ヶ年計画」の理念に基づき、公立保育所が地域の子育てを支援する基幹施設としての役割を担うなかで、保育所がもつ子育て機能を十分に活用し、対応を図っているところです。

また、休日保育は平成21(2009)年2月より、実施場所を「子育て支援センターほっぺ」から市立本町保育所へ移転し、子どもたちがより安心して過ごせる保育環境の充実に努めているところです。夜間保育につきましては、サービスの利用時間等、「次世代育成支援行動計画後期計画」作成に向けたニーズ調査の結果を踏まえ、次世代育成支援推進協議会で議論していただくこととしております。(こども未来部)

(1)ー③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域コミュニティとの関わりにつきましては、地域支援保育士や保健師など子どもに関わる関係機関・団体等が連携し、子育て・子育て支援のネットワークづくりを進めております。おおむね小学校区ごとに校区連絡会を設置し、今年度は全小学校区に設置し、子育ての相談や情報の提供、遊びや集い・語り合う場の提供など、今後も身近な地域での子育て・子育て環境の充実に努めてまいります。(こども未来部)

(1)ー④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

## (回答)

市単独による民間保育所への補助制度により保育の質の向上に努めるとともに、国・府に対し、職員配置等について実態に見合った補助制度が確立されるよう市長会を通じて要望を行っています。(こども未来部)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

## (回答)

児童の放課後対策につきましては、国におきまして、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）の推進が示されております。

本市といたしましては、教育委員会の「地域子ども教室」とこども未来部の「放課後こどもクラブ」を並行して実施するなかで、両事業のよりよい連携方策についての検討・具体化や事業の進行管理等を担う運営委員会を昨年度立ち上げたところであり、今後、両事業が連携することで、それぞれが充実した事業展開が図れますよう、努めてまいります。(こども未来部)

学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続してまいります。

(教育委員会)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

## (回答)

本市では平成11(1999)年より地域体験学習事業を実施し、地域社会の人々との交流や生活体験・社会体験等を積み重ね、児童生徒の「生きる力」を育む取り組みを展開しております。小学校においては公共施設や商店等地域で働く人々からの聞き取り学習等に取り組み、中学校においては各校区を中心としたボランティア活動や職場体験学習等を通じて自らの生き方を考えさせる機会とするなど、小中が連携して勤労観や職業観を培うキャリア教育の推進を図っております。

また、現在も実施されている小学校1・2年生における35人学級編制について、今後とも継続されるよう府に要望してまいります。(教育委員会)

ものづくり事業所について多くの市民に理解を深めてもらうことは、ものづくり事業所が地域で継続して操業していくうえで、また将来の人材確保という点でも極めて重要なことです。そのため、産業振興の一環として、「市内ものづくり体験ツアー」を平成20(2008)年度から実施し、市民が現場に赴いてものづくり事業所への認識を深めてもらう機会を設けています。

将来の進路を考える時機にある中学生にとって、ものづくりに興味をもつことにより、ものづくりを将来の職業の選択肢の一つとしてもらい、長期的にはものづくり事業所への就職希望者の増加につながればと考えております。

今後も、こうした取り組みの継続・充実に努めてまいります。(市民生活部)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市は、児童虐待の予防や早期発見・再発防止に取り組むため、平成16(2004)年7月にこども家庭相談室を設置しました。同相談室では児童虐待の通告受付から支援などを行う児童虐待相談事業をはじめ、臨床心理士が子育てに不安や困難を抱える家庭に支援を行う子育て心の悩み相談事業、子どもに関わる機関が連携・協力して児童虐待防止の取り組みを行う児童虐待防止ネットワーク事業を実施するなど、相談・支援の体制整備に努めてまいりました。今後も機能強化に努めてまいります。(こども未来部)

児童虐待の通告等に対しましては、子ども家庭相談室および青少年補導センターが中心となり、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議により安全確認やケース会議を行う等、早期対応・早期援助に努めております。また、児童虐待のリスクを抱える家庭について、早期の相談や必要な支援が行われるよう、市福祉部門等との連携を深め、児童虐待の未然防止を図ってまいります。

(教育委員会)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定については、大阪府や近隣都市や関係機関との連携を図りながら、策定に向け検討しているところであります。被害者の安全確保や自立支援のため、DVネットワーク会議をはじめ様々な場での議論を行い、平成21(2009)年度中の策定をめざします。

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置についても、設置の可能性について検討を重ねてまいります。(人権文化部)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計

画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

「豊中市男女共同参画計画」の推進については、毎年度施策の実施状況を調査し公表するとともに、計画の進行管理を行い施策の総合的な推進を図っているところです。相談窓口についても、「すてっぷ・相談室」において、電話相談やカウンセリング面接相談、弁護士による法律相談、社会保険労務士による労働相談、からだ性と性の個別相談等女性の相談に対応しており、市民にとって身近な相談窓口として利用されております。今後とも相談窓口の認知度が上がるよう努めてまいります。

(人権文化部)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

道路交通網の整備による慢性的な渋滞解消につきましては、安全で円滑な交通の実現のため、幹線道路網を形成する都市計画道路の整備推進や交差点改良等を図り、渋滞緩和に資するよう努めてまいります。

(土木部)

「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ70プラン）」における地球温暖化対策推進のための4つの具体的戦略の1つである自動車の利用抑制と公共交通機関への転換促進の取り組みを具体的に推進するため、平成20(2008)年度に実施いたしました市民アンケートの結果も踏まえて、平成22(2010)～24(2012)年度の3ヶ年に実施する予定の事業を盛り込んだ「地域公共交通総合連携計画」を平成21年度に策定いたします。

この計画では、公共交通の利用促進を図るための取り組みを展開し、鉄道・バスの利用者数を平成24(2012)年度までに平成17(2005)年度比5%増加をめざす予定です。現在検討しておりますのは、日ごろ公共交通を利用されていない方を想定し、利用する際の利便性を高めるような鉄道・バスの運行及び乗り継ぎ情報の充実策です。また、土木部で進めていますノーマイカーデーの推進や交通バリアフリー対策を契機に公共交通利用に転換してもらえるように、連携をとりながら対応を図ってまいります。

本市の温室効果ガスの排出状況を見ると、民生家庭及び民生業務部門における排出割合が多く、温室効果ガスの削減のためには、両部門を中心に対策を推進することが効果的だと考えられます。

そこで、平成20(2008)年度に、地球温暖化対策推進のための仕組みづくりとして、省エネ機器・省エネ住宅への取り組み等に対する支援及びエコポイント制度の仕組みづくりを行いました。平成21(2009)年度には、市民対象の省エネ相談会・省エネ診断をモデル実施するとともに、市民向

けの太陽光発電設備及び太陽熱温水器の設置に対する補助金を引き続き実施してまいります。さらに、市民向けに身近でできる省エネの取り組みパンフレットを作成し、多くの市民の元に届けられるよう工夫して配布します。

事業者向けには、豊中商工会議所が実施しております(財)省エネルギーセンターの無料診断や国内クレジット制度活用の支援事業について情報提供するなどの啓発を行ってまいります。

(環境部)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市は、「ごみ減量計画」に基づき市民・事業者・行政の三者による「協働とパートナーシップに基づく循環型社会づくり」の実現に向け、環境マネジメントシステムの考えを取り入れたごみ減量の取り組みを進めております。

現在、本市のごみ中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドで進められている(仮称)リサイクルセンター整備などの施設整備計画にあわせ、平成20(2008)年8月に、リサイクルを推進することを基本とした「今後のごみ分別収集の基本的な考え方」を策定いたしました。今後ごみの分別収集の細分化を含め「新しい分別収集」を実施する際には、市民・事業者の理解・協力を得てリサイクル率の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

食料廃棄物の削減につきましては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品関連事業者が進めることとされています。本市の家庭から排出される食料廃棄物については、有効利用として市民団体との協働による生ごみ堆肥化の普及、無駄のない食生活や食品をごみにしない食生活を実践する市民意識を高めるための取り組みや、市民生活をエコライフスタイルへ転換するなどの啓発に努めます。また、食料廃棄物を多量に排出する事業所については、ごみ減量を進めるよう指導に努めています。(環境部)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所については、本市の場合、小中学校はもとよりほとんどの市有施設を避難場所に指定しているほか、民間の福祉事業者の協力を得て想定避難者数以上の避難場所を確保しております。

避難所への誘導については、年間80回程度行っております「防災出前講座」などを利用し、ご家族で一番行きやすい避難場所に皆で一度歩いていただき、ビルなどの倒壊などでいつもの道路が通れなくなった場合の代替ルートについても普段から話し合っただくことをお願いしているほか、避難所の位置を地図に落とししたマップづくりを行っています。また緊急医療体制の整備については、保健所や医師会など関係機関との連携体制を整えています。次に公立学校の耐震化率の向上については、補正予算の計上により事業を前倒しするなど進捗に努めています。

(危機管理室)

住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度については、災害に強いまちづくりをめざし、昭和56(1981)年以前建築の木造住宅に対して、平成9(1997)年度から建築物木造住宅耐震診断の補助制度を実施しており、さらに、平成20(2008)年度より木造住宅の耐震改修費用に対する補助制度を創設したところです。また、平成21(2009)年度予算につきましては、木造住宅耐震改修補助制度の平成20(2008)年度補助件数の実績を踏まえ、拡充する方向で検討しております。

今後とも、木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度について、広報誌や本市のホームページ、出前講座や木造住宅耐震相談コーナー等、多くの機会を通じて広く市民に対して周知していきたいと考えております。

(まちづくり推進部)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

平成9(1997)年度に始まりました「子ども110番の家」及び平成17(2005)年度に各小学校区に設置されました「子どもの安全見守り隊」への協力家庭や協力者の拡大に努め、豊中・豊中南署生活安全課とも情報連携し、地域における子どもの安全確保の充実を図ってまいります。

また、平成18(2006)年度に配置しました「セフティメイト」により、市内全域において巡回活動をきめ細かく行うとともに、小学校昼間警備員・「子ども110番の家」や「子どもの安全見守り隊」への協力者等との連携により、地域安全確保のためのネットワークづくりに努めてまいります。

(教育委員会)

地域における子どもの安全施策につきましては、各小学校区内での見守り団体及び防犯協議会などの協力を得て、青色回転灯防犯パトロールカー活動を実施するなど、市民の防犯意識の高揚と安全の増進に努めています。

(危機管理室)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

安全・安心な食の実現をめざす地産地消を推進するため、地産地消や食育を推進している市内

の諸団体との連携を強化し、本市が実施する啓発事業に加え、諸団体が実施する啓発事業についても市内の農業者の協力を得ながら協働して実施することにより、さらなる食育・地産地消事業の推進を行ってまいります。

平成21(2009)年度には学校給食（保育所を含む）副食用野菜供給推進事業と農産物直売事業の事業補助を追加し、地産地消事業を推進します。（農業委員会）

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

本市では、今なお存在する社会的身分・門地・人種・民族・信条・性別・障害があることなどに起因する人権に関する課題を克服し、差別のない社会を実現するためには、人権擁護に関する施策の総合的な推進が必要で、人権侵害の被害者救済制度の実現はとりわけ重要なことであると考えています。そのため、平成14(2002)年10月には、当時国会で継続審議となっていた人権擁護法案に関する要望書を、内閣総理大臣に提出しました。また、同法案が衆議院解散に伴い廃案となった後の平成17(2005)年3月には、大阪府市長会の一員として、大阪府や大阪府町村長会とともに、人権侵害の救済に関する法的措置についての要望を再度提出するなどの働きかけを行っています。

一方人権啓発活動については、現在の社会経済状況を見た時、本市も大阪府同様厳しい財政状況であり、大規模な取り組みは難しいと言わざるを得ません。しかし、創意工夫をしながら、効率的・効果的な人権啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。（人権文化部）

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦後60年が経過し、戦争の悲惨さと平和の尊さを身をもって経験した世代が減少してきており、その体験の承継が課題となっています。体験者に直接語っていただくことは、平和の大切さを伝える方法として非常に効果的だと考えますが、これらの人々の年齢などを考慮すると、この手法を実施することの限界も感じずにはおれません。すでに一部活動を始めておられる体験者の記憶を引き継いだ人などの協力や、教材等の形で引き継がれているものの活用なども考えながら、平和に関する情報の発信を続けていきたいと考えています。（人権文化部）